平成２６年（フ）第９２号
茨城県日立市旭町３丁目10番６―202号、前住所茨城県日立市旭町２丁目９番17号
債務者　村上　健一
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第９４号
茨城県日立市若葉町３丁目６番13号、前住所茨城県日立市諏訪町1566番地２
債務者　鎌田　一之
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第２９８号
新潟市北区島見町5086番地
債務者　金田　賢一
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３４０号
岐阜市野一色８丁目５番12―308号　レイナＡ棟
債務者　清水　　喬（旧姓原・武野）
1　決定年月日時　平成26年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第３４１号
岐阜市真砂町１丁目20番地２　ウェルビュー明郷202号室、前住所岐阜市鶴舞町２丁目４番地１　藤和シティコープ岐阜1102号室
債務者　尾畑美喜雄
1　決定年月日時　平成26年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第３６８号
岐阜県瑞穂市生津外宮東町１丁目31番地、前住所及び前々住所岐阜市神楽町11番地　ライオンズマンション加納城東403号室・同市長良宮路町２丁目12番地１　ポルカ305号室
債務者　池　　洋輔
1　決定年月日時　平成26年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第７６７号
兵庫県三木市大村868番地の１　シャインヒルズ１番館101号、従前の住所兵庫県三木市大村868番地の１　シャインヒルズ１番館103号
債務者　青木　善大
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７９７号
神戸市須磨区大田町２丁目３番12号　ウェルピアヤマサキ105、従前の住所神戸市須磨区横尾１丁目12番地の１　17号棟711号
債務者　田中　淳一
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６４１号
広島市安佐南区祇園６丁目８番54―８―102号
債務者　竹尾　幸子（旧姓桑原）
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７９４号
広島市南区宇品神田５丁目19番23―303号
債務者　花房　理恵（旧姓峯川・橋本・滝野）
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８１５号
広島県安芸郡熊野町城之堀２丁目16番８号
債務者　中村八重子
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８３３号
広島県東広島市入野中山台２丁目26番14号
債務者　田渕　美子（旧姓高橋・石田・升廣）
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８３９号
広島市安佐北区狩留家町337番地
債務者　Ｋｔｙコーポレーションこと　西田　憲司
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２８１号
沖縄県那覇市字国場1180番地６　コクバ・イーザトＩ606
債務者　佐々木明美
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第９２５号
東京都八王子市西寺方町361番地１レジデンスウエスト408号
債務者　上田　理奈（旧姓三浦・塩原）
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月23日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第９７号
栃木県足利市田中町16番地５　ガーデンパレスわたらせ302
債務者　田中　一寿
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月23日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部